

札障第 4727 号
令和 7 年（2025 年）3 月 19 日

市内障害福祉サービス事業所
市内障害者支援施設
市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内障害児入所施設

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る届出の提出について（通知）

日頃より、本市の障がい福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、「福祉・介護職員等処遇改善加算」を取得する場合は、年度ごとに届出をする必要があります。

つきましては、令和 7 年 4 月又は令和 7 年 5 月からの算定が必要な場合は、下記のとおり届出書を提出してください。

届出の提出にあたっては、別添の厚生労働省通知「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（障障発 0307 第 1 号令和 7 年 3 月 7 日）の内容をご確認の上、本加算の取扱いにつき誤りのないようご注意ください。

記

1 書類の提出について

スマート申請で受け付けます。

※郵送での提出には応じられません。

(1) 提出書類

別紙様式 2-1	処遇改善加算 総括表 【提出必須】
別紙様式 2-2	処遇改善加算 個票 【提出必須】
別紙様式 5	特別な事情に係る届出書 ※ 届出の必要がある場合（厚生労働省通知参照）

※障害者総合支援事業費補助金又は児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金については北海道へ提出をお願いいたします。

※処遇改善加算の計画書を本市に提出する際には、基本情報入力シート内の「1 提出の目的」を「加算様式を指定権者に提出」とし、提出先の自治体名を「札幌市」と入力した上で、別紙様式 2-1, 2-2 を提出してください。（その際、様式 2-3, 2-4 は自動的にグレイアウトされますので、シートの削除は不要です。）

必要書類は、札幌市のホームページからダウンロードして下さい。

(HP)

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る届出

(URL)

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/reiwa_syogukaizen.html

(2) 提出方法

スマート申請

(URL)

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/syogu7-nendotousyo>

※スマート申請ご利用上の注意点

- ・申請にあたっては、入力内容や添付書類に誤りや不足がないよう注意してください。申請内容が十分に確認できない場合、別途問い合わせを行うか、添付書類等の追加提出を求める場合があります。
- ・申請内容が加算の要件に該当しなかった場合や、添付書類が明らかに事実と異なる場合、内容に虚偽又はその疑いがあると認められた場合は、申請を却下する場合があります。
- ・申請の受付が完了した場合、「申請受け付けのお知らせ」のメールが届きます。このメールが届かない場合は申請が行えていない可能性があるので申請状況をご確認ください。

3 提出受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 4 月 15 日（火） 23 : 59

※提出期限を過ぎた場合、令和 7 年 4 月・5 月の算定はできません。

4 計画提出にあたっての注意点

- (1) 計画書の作成に際しましては、厚生労働省通知の内容をよくご確認の上、作成をお願いいたします。
- (2) 令和 7 年度から様式が変更となりましたので、新様式でご提出ください。
- (3) 計画書には計算式が入っており、審査を行う上で重要なものとなっておりますので、色付きのセル以外は入力を行わないでください。

- (4) 別紙様式2-1に提出前のチェックリストがありますので、「×」がないことを確認の上、ご提出ください。
- (5) 基本情報入力シートは削除しないでください。
- (6) エクセルのファイル名を法人名に変更の上、提出してください（例 株式会社札幌.xlsx）

5 特記事項

- (1) 地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援は、処遇改善加算等の算定対象外です。
- (2) 処遇改善加算等を算定しない場合は本書類の提出は不要です。
- (3) 障害福祉サービスと介護保険サービスで、計画書の様式が異なります。障害福祉サービス事業所は必ず、所定の様式にて計画書をご提出ください。
- (4) 処遇改善加算Ⅰの算定要件の一つに、福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあつては特定事業所加算）の届出が必要となっております。そのため、処遇改善加算Ⅰで申請した場合であっても、福祉専門職員配置等加算または特定事業所加算の届出がない場合は、処遇改善加算Ⅱで登録いたします。
- (5) 根拠資料（就業規則等）の提出は原則不要です。計画書の記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、札幌市から求めがあった場合には速やかに提示できるようにしてください。

6 お問い合わせについて

○制度に関する問い合わせ先

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0230 受付時間：9：00～18：00（土日含む）

○手続きに関する問い合わせ先

電話での問い合わせには応じられません。

札幌市ホームページに掲載している質問票（スマート申請）にてご質問ください。

《スマート申請-質問票》

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo/door>

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係

メール：jigyousyasitei@city.sapporo.jp